

宮城県公報

発行
宮 城 県
(総務部私学文書課)
宮城県仙台市青葉区
本町三丁目8番1号
電話 022(211)2267
(毎週火、金曜日発行)

目次

告 示

○有害図書類の指定	(共同参画社会推進課)	一
○漁業災害補償法に基づく同意の届出の審査結果(区域内特定養殖業者)(十三件)	(農林水産経営支援課)	二
○保安林の指定	(森林整備課)	五
○保安林の指定の解除の予定	(同)	六
○漁船損害等補償法に基づく付保義務の同意成立	(水産振興課)	六
○道路の区域変更(二件)	(道路課)	六
○二級河川唐桑圏域河川整備計画の公表	(河川課)	七
○二級河川鹿折川水系河川整備計画の公表	(同)	七
○二級河川気仙沼圏域河川整備計画の公表	(同)	七
○二級河川津谷川水系河川整備計画の公表	(同)	七
○二級河川志津川圏域河川整備計画の公表	(同)	七
○二級河川雄勝・牡鹿・女川圏域河川整備計画の公表	(同)	七
○二級河川坂元川水系河川整備計画の公表	(同)	七
○二級河川大川水系河川整備計画の変更の公表	(同)	七
○二級河川伊里前川水系河川整備計画の変更の公表	(同)	七
○廃川敷地等の発生	(同)	七
○都市計画変更案の縦覧(二件)	(都市計画課)	八
○都市計画事業の事業計画変更の認可	(同)	九
○宮城県建設工事に係る競争入札の参加登録等に関する規程の一部を改正する告示	(契約課)	九

ページ

公 告

○政府調達に関する協定の適用を受ける調達に係る落札者の決定	(情報政策課)	九
○開発行為に関する工事の完了(四件)	(建築宅地課)	一〇
○政府調達に関する協定の適用を受ける調達に係る入札の公告	(契約課)	一一
選挙管理委員会		
○政治団体の届出		一三
○政治団体の届出事項の異動届		一三
○政治団体の解散届		一三
○政治団体の収支報告書の要旨の公表(平成十年分)		一四
○政治団体の収支報告書の要旨の公表(平成十一年分)		一四
○政治団体の収支報告書の要旨の公表(平成十二年分)		一四
○政治団体の収支報告書の要旨の公表(平成十三年分)		一四
○政治団体の収支報告書の要旨の公表(平成十四年分)		一四
○政治団体の収支報告書の要旨の公表(平成十五年分)		一五
○政治団体の収支報告書の要旨の公表(平成十六年分)		一五
○政治団体の収支報告書の要旨の公表(平成十七年分)		一五
○政治団体の収支報告書の要旨の公表(平成十八年分)		一五
○政治団体の収支報告書の要旨の公表(平成二十六年分)		一五
○政治団体の収支報告書の要旨の公表(平成二十七年分)		一六
○政治団体の収支報告書の要旨の公表(平成二十八年分)		一六
○資金管理団体の届出事項の異動届		一七
監査委員		
○包括外部監査人の監査の事務の補助		一七
公安委員会		
○宮城県道路交通規則の一部を改正する規則		一七
○宮城県公安委員会関係自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律施行規則の一部を改正する規則		一九

告 示

○宮城県告示第七百四十一号
青少年健全育成条例(昭和三十五年宮城県条例第十三号)第十八条第一項の規定により、次のもの

を青少年に有害な図書類として指定する。

平成二十八年九月十六日

一 指定図書類

宮城県知事 村 井 嘉 浩

番号	種類	図書類の名称	発行所
一	雑誌	増刊エキサイティングマックス！9月号 0209219	(株)ぶんか社
二	雑誌	実話BUNKAタブー10月号2016 05375110	(株)コアマガジン
三	雑誌	封印映像お宝大流出スペシャル 63806135	(株)コスミック出版
四	コミック誌	まんが2016年 悪、極まる！！ 53454162	(株)コアマガジン
五	雑誌	ヤバすぎ 裏グッズ 350+a 64245190	(株)三オブックス
六	雑誌	裏モノJAPAN 10月号 01805110	(株)鉄人社

二 指定理由

図書類の内容が一から三の図書類にあつては著しく性的感情を刺激し、四の図書類にあつては著しく性的感情を刺激し及び甚だしく残忍性を有し、五及び六の図書類にあつては著しく犯罪を誘発するため、青少年の健全な育成を阻害すると認められる。

○宮城県告示第七百四十二号

漁業災害補償法（昭和三十九年法律第五十八号。以下「法」という。）第二百二十五条の六第三項において準用する法第五十五条の二第三項の規定により届出のあつた次の加入区に係る区域内特定養殖業者の共済契約の締結の申込み又は規約の設定についての同意は、法第二百二十五条の六第一項に規定する要件に適合するものと認める。

平成二十八年九月十六日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

加入区の名称	区域	同意成立の届出年月日	発起人の住所及び氏名	養殖業の種類	区域内特定養殖業者数
宮城県第百十六加	平成十九年宮城県告示第三	平成二十八年九月五日	本吉郡南三陸町戸倉字長清水百三十九一十二	漁業災害補償	二人

加入区

百十八号（漁業災害補償法）に基づき、漁業加入区の設定に於て告示された宮城県漁業協同組合の志津川支所の地区のうち長清水区域

阿部 徳治
本吉郡南三陸町戸倉字長清水百三十九一十二
佐々木 誠

和二十九年政令第二十九号（第三号）第十八条の四に規定する特定かき養殖業

○宮城県告示第七百四十三号

漁業災害補償法（昭和三十九年法律第五十八号。以下「法」という。）第二百二十五条の六第三項において準用する法第五十五条の二第三項の規定により届出のあつた次の加入区に係る区域内特定養殖業者の共済契約の締結の申込み又は規約の設定についての同意は、法第二百二十五条の六第一項に規定する要件に適合するものと認める。

平成二十八年九月十六日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

加入区の名称	区域	同意成立の届出年月日	発起人の住所及び氏名	養殖業の種類	区域内特定養殖業者数
宮城県第百十七加	平成十九年宮城県告示第三十号（漁業災害補償法）に基づき、漁業加入区の設定に於て告示された宮城県漁業協同組合の志津川支所の地区のうち藤浜区域	平成二十八年九月五日	本吉郡南三陸町戸倉字藤浜百四十九一八 後藤 昭一 本吉郡南三陸町戸倉字藤浜百九十二 後藤 春二	漁業災害補償 法施行令（昭和三十九年政令第二十九号）第十八条の四に規定する特定かき養殖業	三人

○宮城県告示第七百四十四号

漁業災害補償法（昭和三十九年法律第五十八号。以下「法」という。）第二百二十五条の六第三項において準用する法第五十五条の二第三項の規定により届出のあつた次の加入区に係る区域内特定養殖業者の共済契約の締結の申込み又は規約の設定についての同意は、法第二百二十五条の六第一項に規定する要件に適合するものと認める。

平成二十八年九月十六日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

加入区 の 名 称	宮城 県第 百十八 加 入区	区 域	平成十九年宮 城告示第三 百十八号(漁 業災害補償法 に基づく漁業 共済に係る加 入区の設定) 宮城県漁業協 同組合の志津 川支所の地区 のうち、近東 の宮城、若宮 の区域	同意成立の 届出年月日	平成二十八年 九月五日	発起人の住所及び氏名	本吉郡南三陸町戸倉字 滝浜四十 近藤 栄幸 本吉郡南三陸町戸倉字 滝浜百十五 一 佐藤 徳吉	養殖業の種類	漁業災害補償 法施行令(昭 和三十九年政 令第二百九十 三号)第十八 条の四に規定 する特定かき 養殖業	区域内特定 養殖業者数	四人
--------------------	----------------------------	--------	--	----------------	----------------	------------	---	--------	---	----------------	----

○宮城県告示第七百四十五号

漁業災害補償法(昭和三十三年法律第五十八号。以下「法」という。)第二百二十五条の六第三項において準用する法第五十五条の二第三項の規定により届出のあった次の加入区に係る区域内特定養殖業者の共済契約の締結の申込み又は規約の設定についての同意は、法第二百二十五条の六第一項に規定する要件に適合するものと認める。

平成二十八年九月十六日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

加入区 の 名 称	宮城 県第 百十九 加 入区	区 域	平成十九年宮 城告示第三 百十八号(漁 業災害補償法 に基づく漁業 共済に係る加 入区の設定) 宮城県漁業協 同組合の志津 川支所の地区 のうち、津宮 の区域	同意成立の 届出年月日	平成二十八年 九月五日	発起人の住所及び氏名	本吉郡南三陸町戸倉字 津の宮八十四 澤田 健治 本吉郡南三陸町戸倉字 津の宮十二 一 佐々木 太一	養殖業の種類	漁業災害補償 法施行令(昭 和三十九年政 令第二百九十 三号)第十八 条の四に規定 する特定かき 養殖業	区域内特定 養殖業者数	七人
--------------------	----------------------------	--------	--	----------------	----------------	------------	--	--------	---	----------------	----

○宮城県告示第七百四十六号

漁業災害補償法(昭和三十三年法律第五十八号。以下「法」という。)第二百二十五条の六第三項において準用する法第五十五条の二第三項の規定により届出のあった次の加入区に係る区域内特定養殖業者の共済契約の締結の申込み又は規約の設定についての同意は、法第二百二十五条の六第一項に規定

する要件に適合するものと認める。

平成二十八年九月十六日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

加入区 の 名 称	宮城 県第 百二十 加 入区	区 域	平成十九年宮 城告示第三 百十八号(漁 業災害補償法 に基づく漁業 共済に係る加 入区の設定) 宮城県漁業協 同組合の志津 川支所の地区 のうち、原の 区域	同意成立の 届出年月日	平成二十八年 九月五日	発起人の住所及び氏名	本吉郡南三陸町戸倉字 原六十一 佐々木 正喜 本吉郡南三陸町戸倉字 原六十一 二 佐々木 義春	養殖業の種類	漁業災害補償 法施行令(昭 和三十九年政 令第二百九十 三号)第十八 条の四に規定 する特定かき 養殖業	区域内特定 養殖業者数	二人
--------------------	----------------------------	--------	---	----------------	----------------	------------	--	--------	---	----------------	----

○宮城県告示第七百四十七号

漁業災害補償法(昭和三十三年法律第五十八号。以下「法」という。)第二百二十五条の六第三項において準用する法第五十五条の二第三項の規定により届出のあった次の加入区に係る区域内特定養殖業者の共済契約の締結の申込み又は規約の設定についての同意は、法第二百二十五条の六第一項に規定する要件に適合するものと認める。

平成二十八年九月十六日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

加入区 の 名 称	宮城 県第 百二十二 加 入区	区 域	平成十九年宮 城告示第三 百十八号(漁 業災害補償法 に基づく漁業 共済に係る加 入区の設定) 宮城県漁業協 同組合の志津 川支所の地区 のうち、戸倉 の区域	同意成立の 届出年月日	平成二十八年 九月五日	発起人の住所及び氏名	本吉郡南三陸町戸倉字 戸倉八 後藤 千寿男 本吉郡南三陸町戸倉字 三浦 幸美	養殖業の種類	漁業災害補償 法施行令(昭 和三十九年政 令第二百九十 三号)第十八 条の四に規定 する特定かき 養殖業	区域内特定 養殖業者数	五人
--------------------	-----------------------------	--------	--	----------------	----------------	------------	--	--------	---	----------------	----

○宮城県告示第七百四十八号

漁業災害補償法(昭和三十三年法律第五十八号。以下「法」という。)第二百二十五条の六第三項

において準用する法第百五条の二第三項の規定により届出のあった次の加入区に係る区域内特定養殖業者の共済契約の締結の申込み又は規約の設定についての同意は、法第百二十五条の六第一項に規定する要件に適合するものと認める。

平成二十八年九月十六日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

加入区 の 名 称	区 域	同意成立 の 届出年月日	発起人の住所及び氏名	養殖業の種類	区域内特定 養殖業者数
宮城県第 百二十三 加入区	平成十九年宮 城告示第三 百十八号(漁 業災害補償法 に基づく漁業 共済に係る加 入区の設定に 基づいた宮城 県漁業協同組 合の志津川、 波のうち、底 谷の区域	平成二十八 年 九月五日	本吉郡南三陸町戸倉字 波伝谷百八十六 菅原 栄一郎 本吉郡南三陸町戸倉字 波伝谷九十六 三浦 俊喜	漁業災害補償 法施行令(昭 和三十九年政 令第二百九十 三条)第十八 条の四に規定 する特定かき 養殖業	三人

○宮城県告示第七百四十九号

漁業災害補償法(昭和三十九年法律第百五十八号。以下「法」という。)第百二十五条の六第三項において準用する法第百五条の二第三項の規定により届出のあった次の加入区に係る区域内特定養殖業者の共済契約の締結の申込み又は規約の設定についての同意は、法第百二十五条の六第一項に規定する要件に適合するものと認める。

平成二十八年九月十六日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

加入区 の 名 称	区 域	同意成立 の 届出年月日	発起人の住所及び氏名	養殖業の種類	区域内特定 養殖業者数
宮城県第 百二十五 加入区	平成十九年宮 城告示第三 百十八号(漁 業災害補償法 に基づく漁業 共済に係る加 入区の設定に 基づいた宮城 県漁業協同組 合の志津川、 波のうち、底 谷の区域	平成二十八 年 九月五日	本吉郡南三陸町戸倉字 上沢前百十五 小野寺 克彦 本吉郡南三陸町戸倉字 上沢前百四十六 小野寺 敏一	漁業災害補償 法施行令(昭 和三十九年政 令第二百九十 三条)第十八 条の四に規定 する特定かき 養殖業	二人

区域

○宮城県告示第七百五十号
漁業災害補償法(昭和三十九年法律第百五十八号。以下「法」という。)第百二十五条の六第三項において準用する法第百五条の二第三項の規定により届出のあった次の加入区に係る区域内特定養殖業者の共済契約の締結の申込み又は規約の設定についての同意は、法第百二十五条の六第一項に規定する要件に適合するものと認める。

平成二十八年九月十六日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

加入区 の 名 称	区 域	同意成立 の 届出年月日	発起人の住所及び氏名	養殖業の種類	区域内特定 養殖業者数
宮城県第 百二十六 加入区	平成十九年宮 城告示第三 百十八号(漁 業災害補償法 に基づく漁業 共済に係る加 入区の設定に 基づいた宮城 県漁業協同組 合の志津川、 波のうち、網 木、向山、内 の区域	平成二十八 年 九月五日	本吉郡南三陸町戸倉字 網木沢三十一 小野寺 義明 本吉郡南三陸町戸倉字 網木沢一四 西條 貞義	漁業災害補償 法施行令(昭 和三十九年政 令第二百九十 三条)第十八 条の四に規定 する特定かき 養殖業	二人

○宮城県告示第七百五十一号

漁業災害補償法(昭和三十九年法律第百五十八号。以下「法」という。)第百二十五条の六第三項において準用する法第百五条の二第三項の規定により届出のあった次の加入区に係る区域内特定養殖業者の共済契約の締結の申込み又は規約の設定についての同意は、法第百二十五条の六第一項に規定する要件に適合するものと認める。

平成二十八年九月十六日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

加入区 の 名 称	区 域	同意成立 の 届出年月日	発起人の住所及び氏名	養殖業の種類	区域内特定 養殖業者数
宮城県第 百二十七 加入区	平成十九年宮 城告示第三 百十八号(漁 業災害補償法 に基づく漁業 共済に係る加 入区)	平成二十八 年 九月五日	本吉郡南三陸町戸倉字 水戸辺三十六 村岡 賢一 本吉郡南三陸町戸倉字 水戸辺百四十八 菅原 博文	漁業災害補償 法施行令(昭 和三十九年政 令第二百九十 三条)第十八 条の四に規定 する特定かき 養殖業	三人

宮城県第百三十二加入区	平成十九年宮城県告示第三百八十八号(漁業災害補償法に基づく漁業に係る加入区の設定)による協同組合の区域	宮城県漁業協同組合の志津川支所の地区のうち水戸辺の区域	平成二十八年九月五日	本吉郡南三陸町戸倉字長須賀一五、村岡昭広、本吉郡南三陸町戸倉字川向八、阿部勝	漁業災害補償法(昭和三十九年政令第三十九号)第三十八條の四に規定する特定かき養殖業	二人
-------------	---	-----------------------------	------------	--	---	----

○宮城県告示第七百五十二号
 漁業災害補償法(昭和三十一年法律第五十八号。以下「法」という。)第二百二十五条の六第三項において準用する法第五十五条の二第三項の規定により届出のあった次の加入区に係る区域内特定養殖業者の共済契約の締結の申込み又は規約の設定についての同意は、法第五十五条の六第一項に規定する要件に適合するものと認める。

平成二十八年九月十六日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

宮城県第百二十九加入区	平成十九年宮城県告示第三百八十八号(漁業災害補償法に基づく漁業に係る加入区の設定)による協同組合の区域	宮城県漁業協同組合の志津川支所の地区のうち西入、沖田、小涼の区域	平成二十八年九月五日	本吉郡南三陸町戸倉字西入八十六、村岡孝一、本吉郡南三陸町戸倉字小浜六十三、村松高明	漁業災害補償法(昭和三十九年政令第三十九号)第三十八條の四に規定する特定かき養殖業	二人
-------------	---	----------------------------------	------------	---	---	----

○宮城県告示第七百五十三号
 漁業災害補償法(昭和三十一年法律第五十八号。以下「法」という。)第二百二十五条の六第三項において準用する法第五十五条の二第三項の規定により届出のあった次の加入区に係る区域内特定養殖業者の共済契約の締結の申込み又は規約の設定についての同意は、法第五十五条の六第一項に規定する要件に適合するものと認める。

平成二十八年九月十六日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

加入区の名	区 域	同意成立の届出年月日	発起人の住所及び氏名	養殖業の種類	区域内特定養殖業者数
-------	-----	------------	------------	--------	------------

宮城県第百三十二加入区	平成十九年宮城県告示第三百八十八号(漁業災害補償法に基づく漁業に係る加入区の設定)による協同組合の区域	宮城県漁業協同組合の志津川支所の地区のうち水戸辺の区域	平成二十八年九月五日	本吉郡南三陸町戸倉字長須賀一五、村岡昭広、本吉郡南三陸町戸倉字川向八、阿部勝	漁業災害補償法(昭和三十九年政令第三十九号)第三十八條の四に規定する特定かき養殖業	二人
-------------	---	-----------------------------	------------	--	---	----

○宮城県告示第七百五十四号
 漁業災害補償法(昭和三十一年法律第五十八号。以下「法」という。)第二百二十五条の六第三項において準用する法第五十五条の二第三項の規定により届出のあった次の加入区に係る区域内特定養殖業者の共済契約の締結の申込み又は規約の設定についての同意は、法第五十五条の六第一項に規定する要件に適合するものと認める。

平成二十八年九月十六日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

宮城県第百九十三加入区	平成十九年宮城県告示第三百八十八号(漁業災害補償法に基づく漁業に係る加入区の設定)による協同組合の区域	宮城県漁業協同組合の鳴瀬支所の地区のうち東名の区域	平成二十八年九月五日	東松島市新東名三丁目八十一、渡辺茂、東松島市新東名二丁目九十一、川畑善一	漁業災害補償法(昭和三十九年政令第三十九号)第三十八條の四に規定する特定かき養殖業	二十人
-------------	---	---------------------------	------------	--------------------------------------	---	-----

○宮城県告示第七百五十五号
 森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十五条の二第二項の規定により、次のように保安林に指定する。

平成二十八年九月十六日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

加入区の名	区 域	同意成立の届出年月日	発起人の住所及び氏名	養殖業の種類	区域内特定養殖業者数
-------	-----	------------	------------	--------	------------

一 保安林の所在場所

本吉郡南三陸町戸倉字長清水二四、二七の二、三〇の二

二 指定の目的
潮害の防備

三 指定施業要件

1 立木の伐採の方法

(一) 主伐は、択伐による。

(二) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(三) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

〔次のとおり〕は、省略し、その関係書類を宮城県庁（農林水産部森林整備課）及び南三陸町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○宮城県告示第七百五十六号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定により、次のように保安林の指定を解除する予定である旨、農林水産大臣から通知があった。

平成二十八年九月十六日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 解除予定保安林の所在場所

白石市福岡蔵本字箱森一〇の二、一三八の二四（以上二筆について次の図に示す部分に限る。）

二 保安林として指定された目的
土砂の流出の防備

三 解除の理由

道路用地とするため

〔次の図〕は、省略し、その図面を宮城県庁（農林水産部森林整備課）及び白石市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○宮城県告示第七百五十七号

漁船損害等補償法（昭和二十七年法律第二十八号）第百十二条の二第二項の規定による届出を審査した結果、仙台市加入区について、同法第百十二条第一項の規定による同意があったものと認める。

平成二十八年九月十六日

○宮城県告示第七百五十八号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更したので告示する。

その関係図面は、平成二十八年九月十六日から三十日間宮城県庁（土木部道路課）及び宮城県大河原土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十八年九月十六日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 道路の種類 県道

二 路 線 名 白石丸森線

三 道路の区域

変 更 の 区 間

変 更 の 区 間		変更の前後		敷地の幅員 (メートル)		敷地の延長 (メートル)	
後	前	後	前	後	前	後	前
白石市東町二丁目八番一〇地先から 同市東町二丁目二番地先まで		一八・〇	三〇・〇	九九・〇	九九・〇		

○宮城県告示第七百五十九号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更したので告示する。

その関係図面は、平成二十八年九月十六日から三十日間宮城県庁（土木部道路課）及び宮城県大河原土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十八年九月十六日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 道路の種類 一般国道

二 路 線 名 三四九号

三 道路の区域

変 更 の 区 間		変更の前後		敷地の幅員 (メートル)		敷地の延長 (メートル)		備 考	
後	前	後	前	後	前	後	前	後	前
A		五・〇	七・〇	三三〇・〇				Bは、関係図	

伊具郡丸森町耕野字沼八五番五地先から 同郡同町耕野字沼一一五番四地先まで	
前 B	一〇・八 六〇・七
後 B	一〇・八 六〇・七
	三二〇・〇 三二〇・〇
面に表示する敷地の区分をいう。	

○宮城県告示第七百六十号

河川法（昭和三十九年法律第六十七号）第十六条の二第一項の規定に基づき、二級河川唐桑園域河川整備計画を定めたので、同条第六項の規定により、宮城県庁（土木部河川課）及び宮城県気仙沼土木事務所においてこれを公表する。

平成二十八年九月十六日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

○宮城県告示第七百六十一号

河川法（昭和三十九年法律第六十七号）第十六条の二第一項の規定に基づき、二級河川鹿折川水系河川整備計画を定めたので、同条第六項の規定により、宮城県庁（土木部河川課）及び宮城県気仙沼土木事務所においてこれを公表する。

平成二十八年九月十六日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

○宮城県告示第七百六十二号

河川法（昭和三十九年法律第六十七号）第十六条の二第一項の規定に基づき、二級河川気仙沼圏域河川整備計画を定めたので、同条第六項の規定により、宮城県庁（土木部河川課）及び宮城県気仙沼土木事務所においてこれを公表する。

平成二十八年九月十六日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

○宮城県告示第七百六十三号

河川法（昭和三十九年法律第六十七号）第十六条の二第一項の規定に基づき、二級河川津谷川水系河川整備計画を定めたので、同条第六項の規定により、宮城県庁（土木部河川課）及び宮城県気仙沼土木事務所においてこれを公表する。

平成二十八年九月十六日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

○宮城県告示第七百六十四号

河川法（昭和三十九年法律第六十七号）第十六条の二第一項の規定に基づき、二級河川志津川圏域河川整備計画を定めたので、同条第六項の規定により、宮城県庁（土木部河川課）及び宮城県気仙

沼土木事務所においてこれを公表する。

平成二十八年九月十六日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

○宮城県告示第七百六十五号

河川法（昭和三十九年法律第六十七号）第十六条の二第一項の規定に基づき、二級河川雄勝・牡鹿・女川圏域河川整備計画を定めたので、同条第六項の規定により、宮城県庁（土木部河川課）及び宮城県東部土木事務所においてこれを公表する。

平成二十八年九月十六日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

○宮城県告示第七百六十六号

河川法（昭和三十九年法律第六十七号）第十六条の二第一項の規定に基づき、二級河川坂元川水系河川整備計画を定めたので、同条第六項の規定により、宮城県庁（土木部河川課）及び宮城県仙台土木事務所においてこれを公表する。

平成二十八年九月十六日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

○宮城県告示第七百六十七号

河川法（昭和三十九年法律第六十七号）第十六条の二第一項の規定に基づき、二級河川大川水系河川整備計画を変更したので、同条第七項において準用する同条第六項の規定により、宮城県庁（土木部河川課）及び宮城県気仙沼土木事務所においてこれを公表する。

平成二十八年九月十六日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

○宮城県告示第七百六十八号

河川法（昭和三十九年法律第六十七号）第十六条の二第一項の規定に基づき、二級河川伊里前川水系河川整備計画を変更したので、同条第七項において準用する同条第六項の規定により、宮城県庁（土木部河川課）及び宮城県気仙沼土木事務所においてこれを公表する。

平成二十八年九月十六日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

○宮城県告示第七百六十九号

河川区域の変更により廢川敷地等が生じたので、河川法施行令（昭和四十年政令第十四号）第四十条の規定により、次のとおり告示する。
なお、その関係図面は、宮城県庁（土木部河川課）及び宮城県仙台土木事務所に備え置いて縦覧に

供する。

平成二十八年九月十六日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 河川の名称

一級河川名取川水系増田川

二 廃川敷地等が生じた年月日

平成二十八年七月十三日

三 廃川敷地等の位置

名取市高館吉田字吉合八十三番五及び百七十五番

名取市高館吉田字前沖二百五十八番、二百五十九番、二百六十番、二百六十一番、二百六十二番、

二百六十三番、二百六十四番、二百六十五番、二百六十六番、二百六十七番、二百六十八番、二百

六十九番、二百七十番及び二百七十一番

四 廃川敷地等の種類及び数量

土地 九百五十七・八五平方メートル

○宮城県告示第七七十号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第十八条第一項の

規定により、石巻広域都市計画を変更しようとするので、同法第二十一条第二項において準用する同

法第十七条第一項の規定により、当該都市計画変更の案を次のとおり公衆の縦覧に供する。

なお、当該都市計画変更の案については、縦覧期間満了の日までに宮城県知事に意見書を提出する

ことができる。

平成二十八年九月十六日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 都市計画の種類及び名称

1 種類 石巻広域都市計画公園

2 名称 九・五・一号石巻南浜津波復興祈念公園

二 都市計画を変更しようとする土地の区域

1 追加しようとする土地の区域

石巻市 門脇町三丁目、門脇町四丁目、門脇町五丁目、南浜町一丁目、南浜町二丁目、南浜町

三丁目、南浜町四丁目及び雲雀野町一丁目の各一部

2 廃止しようとする土地の区域

なし

三 縦覧場所

宮城県庁（土木部都市計画課）、石巻市役所（建設部都市計画課）

四 縦覧期間

平成二十八年九月十六日から平成二十八年九月三十日まで

五 注意事項

意見書には、氏名及び住所（法人にあつては、名称及び主たる事務所の所在地）を記載すること。

○宮城県告示第七七十一号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第十八条第一項の

規定により、石巻広域都市計画を変更しようとするので、同法第二十一条第二項において準用する同

法第十七条第一項の規定により、当該都市計画変更の案を次のとおり公衆の縦覧に供する。

なお、当該都市計画変更の案については、縦覧期間満了の日までに宮城県知事に意見書を提出する

ことができる。

平成二十八年九月十六日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 都市計画の種類及び名称

1 種類 石巻広域都市計画道路

2 名称 三・二・二号門脇流留線

三・二・一八号南光湊線

三・五・二〇号濡仏線

二 都市計画を変更しようとする土地の区域

1 追加しようとする土地の区域

石巻市南光町一丁目、南光町二丁目、南浜町四丁目、雲雀野町一丁目、門脇町五丁目の各一部

2 廃止しようとする土地の区域

石巻市門脇町四丁目、門脇町五丁目、南浜町二丁目、南浜町四丁目、雲雀野町一丁目、南光町

一丁目、南光町二丁目の各一部

三 縦覧場所

宮城県庁（土木部都市計画課）、石巻市役所（建設部都市計画課）

四 縦覧期間

平成二十八年九月十六日から平成二十八年九月三十日まで

五 注意事項

意見書には、氏名及び住所（法人にあつては、名称及び主たる事務所の所在地）を記載すること。

○宮城県告示第七七十二号
 都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、国土交通省東北地方整備局長から都市計画事業の事業計画の変更について次のとおり認可された。

平成二十八年九月十六日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 都市計画事業の種類及び名称
 1 種類

仙塩広域都市計画道路事業

2 名称

三・六・百八十号駅前南通線

二 施行者の名称

宮城県

三 事務所の所在地

仙台市青葉区本町三丁目八番一号

四 事業地

1 取用の部分

変更なし

2 使用の部分

なし

○宮城県告示第七七十三号

宮城県建設工事に係る競争入札の参加登録等に関する規程の一部を改正する告示を次のように定める。

平成二十八年九月十六日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

宮城県建設工事に係る競争入札の参加登録等に関する規程の一部を改正する告示

宮城県建設工事に係る競争入札の参加登録等に関する規程（平成十三年宮城県告示第七百二十七号）の一部を次のように改正する。

第五条の二第一項第二号イ中「工事成績調書」の下に「知事が別に定める災害応急工事のうち登録申請者が指定したものに係る工事成績調書を除く。」を加える。

別表第一土木工事の項中「プレストレストコンクリート工事」を「プレストレストコンクリート構造物工事」に改め、同表

鋼構造物、しゅんせつ工事の項中「鋼構造物」を「鋼構造物工事」に改め、同表及び土工・コンクリート工事の項中「コンクリート工事」の下に「解体工事」を加え、同表は装工事の項中

「ほ装工事」を「ほ装工事」を「舗装工事」に改め、同表

め、同表（注二）中「ほ装工事」を「舗装工事」に改め、「コンクリート工事」の下に「若しくは解体工事」を加え、同表（注三）中「プレストレストコンクリート工事」を「プレストレストコンクリート構造物工事」に改める。

別表第二土木工事の項中「プレストレストコンクリート工事」を「プレストレストコンクリート構造物工事」に改め、同表

鋼構造物、しゅんせつ工事の項中「鋼構造物」を「鋼構造物工事」に改め、同表及び土工・コンクリート工事の項中「コンクリート工事」の下に「解体工事」を加え、同表は装工事の項中

「ほ装工事」を「ほ装工事」を「舗装工事」に改め、同表

める。

附 則

（施行期日）

1 この告示は、平成二十九年四月一日から施行する。ただし、別表第一の改正規定（同表及び土工・コンクリート工事の項の改正規定及び同表（注二）の改正規定（「ほ装工事」を「舗装工事」に改める部分を除く。）を除外。）及び別表第二の改正規定（同表及び土工・コンクリート工事の項の改正規定を除く。）については、公布の日から施行する。

（準備行為）

2 改正後の宮城県建設工事に係る競争入札の参加登録等に関する規程第三条の規定による申請その他の準備行為は、この告示の施行の日前においても行うことができる。

公 告

○政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、次のとおり落札者を決定した。

平成二十八年九月十六日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 落札に係る物品等又は特定役務の名称及び数量 宮城県自治体情報セキュリティクラウド構築業務一式

二 契約に関する事務を担当する課室等の名称及び所在地 震災復興・企画部情報政策課 仙台市青葉区本町三丁目八番一号

三 落札者を決定した日 平成二十八年九月七日

四 落札者の氏名又は名称及び住所又は所在地 ソフトバンク・テクノロジー株式会社 東京都新宿区新宿六丁目二十七番三十号 新宿イーストサイドスクエア十七階

五 落札金額 二億二千四百七十九万円

六 契約の相手方を決定した手続 総合評価一般競争入札

七 入札の公告を行った日 平成二十八年七月十五日

○都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条第一項の規定により許可した次の開発区域（工区）に係る開発行為は、その工事を完了した。
平成二十八年九月十六日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 工事を完了した開発区域（工区）に含まれる地域の名称
多賀城市浮島字沢前二十一番一、二十二番一、二十三番一、二十八番一、二十八番三、二十九番一

二 開発許可を受けた者の住所及び氏名（名称）
多賀城市浮島字西沢八十五番地 加藤 訓

○東日本大震災復興特別区域法（平成二十三年法律第百二十二号）第五十条第二項の規定により都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条第一項の許可があつたものとみなされた次の開発区域（工区）に係る開発行為は、その工事を完了した。
平成二十八年九月十六日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 工事を完了した開発区域（工区）に含まれる地域の名称
気仙沼市東中才四百二十五番一の一部、四百二十六番の一部、四百二十九番の一部、四百三十番、四百三十一番の一部、四百六十三番の一部、四百

二 開発許可を受けた者の住所及び氏名（名称）
気仙沼市

七十三番一、四百七十三番二、四百七十三番三、四百七十六番、四百七十七番、四百七十九番、四百八十番、四百八十一番、四百八十九番、四百九十番、四百九十一番、四百九十二番の一部、四百九十四番、四百九十五番の一部、五百二番の一部、五百六番一、五百六番二、五百八番、五百九番、五百十番の一部、五百十一番、五百十六番一の一部、五百十六番二、五百十六番五、五百十六番六、四百二十五番一地先の水の一部、四百八十九番地先の道の一部

○東日本大震災復興特別区域法（平成二十三年法律第百二十二号）第五十条第二項の規定により都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条第一項の許可があつたものとみなされた次の開発区域（工区）に係る開発行為は、その工事を完了した。
平成二十八年九月十六日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 工事を完了した開発区域（工区）に含まれる地域の名称
気仙沼市松崎立石一番二の一部、一番五の一部、八番二の一部、八番四の一部、一番二地先の道の一部、八番二地先の道の一部、同赤岩牧沢百三十八番六の一部、百三十八番七の一部、百五十五番二の一部（一工区）

二 開発許可を受けた者の住所及び氏名（名称）
気仙沼市

○東日本大震災復興特別区域法（平成二十三年法律第百二十二号）第五十条第二項の規定により都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条第二項の許可があつたものとみなされた次の開発区域（工区）に係る開発行為は、その工事を完了した。
平成二十八年九月十六日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 工事を完了した開発区域（工区）に含まれる地域の名称
気仙沼市唐桑町明戸二百四十番二の一部、二百四十番三の一部、二百九十一番一の一部、二百九

二 開発許可を受けた者の住所及び氏名(名称)

- 十一番四の一部、二百九十四番一の一部、二百九十五番一の一部、三百十一番の一部、三百十八番の一部、三百十九番一、三百二十番一、三百二十番二の一部、三百二十一番一の一部、三百二十一番三の一部、三百二十一番四の一部、三百二十一番五、三百二十二番一の一部、三百二十二番二の一部、三百二十四番の一部、二百九十一番一地先の道の一部分、二百四十番三地先の水の一部

気仙沼市

○政府調達に関する協定の適用を受ける調達を、次のとおり一般競争入札に付す。
平成二十八年九月十六日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 入札に付する事項

- 1 購入物品及び数量 簡易型放射線量測定器 二十四セット
 - 2 購入物品の仕様等 入札説明書及び仕様書による。
 - 3 納入期限 平成二十九年三月十七日(金)
 - 4 納入場所 宮城県水産技術総合センターほか二十三箇所
- 二 入札に参加する者に必要な資格に関する事項
- 1 地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)第六十七条の四の規定に該当しない者であることを。
 - 2 宮城県の物品調達等に係る競争入札参加業者登録簿に登録されている者又は開札時までに宮城県の物品調達等に係る競争入札参加資格を取得した者であること。
 - 3 平成十二年三月三十一日以前に民事再生法(平成十一年法律第七十二号)第十二条第一項の規定による和議開始の申立てをしていない者であること。
 - 4 平成十二年四月一日以後に民事再生法第二十一条第一項又は第二項の規定による再生手続開始の申立てをしていない者又は申立てをなされていない者であること。ただし、同法第三十三条第一項の再生手続開始の決定を受けた者が、その者に係る同法第七十四条第一項の再生計画認可の決定が確定した場合にあっては、その者を再生手続開始の申立てをしなかった者又は申立てをなされなかった者とみなす。

- 5 会社更生法(平成十四年法律第五十四号)第十七条第一項又は第二項の規定による更生手続開始の申立てをしていない者又は申立てをなされていない者(同法附則第二条の規定によりなお従前の例によることとされる更生事件に係るものを含む。)であること。ただし、同法に基づく更生手続開始の決定を受けた者がその者に係る更生計画認可の決定があった場合にあっては、その者を更生手続開始の申立てをしなかった者又は申立てをなされなかった者とみなす。
- 6 宮城県から物品調達等に係る競争入札の参加資格制限の措置を受けている期間中の者でないこと。

7 宮城県入札契約暴力団等排除要綱(平成二十年十一月一日施行)別表各号に規定する次のいずれかに該当するときは入札に参加することはできない。
なお、入札に参加しようとする者の使用人が入札に参加しようとする者の業務として行った行為は、入札に参加しようとする者の行為とみなす。

- (一) 入札に参加しようとする者の役員等(法人の場合は非常勤を含む役員及び支配人並びに支店又は営業所の代表者、その他の団体の場合は法人の役員等と同様の責任を有する代表者及び理事等、個人の場合はその者並びに支配人及び営業所の代表者をいう。以下同じ。)が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成三年法律第七十七号。以下「暴対法」という。)第二条第六号に規定する暴力団員(以下「暴力団員」という。)である場合又は暴力団員が経営に事実上参加していると認められるとき。
- (二) 入札に参加しようとする者又はその役員等が、自社、自己若しくは第三者の不正な利益を図り、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴対法第二条第二号に規定する暴力団(以下「暴力団」という。)、暴力団員又は暴力団、暴力団員に協力し、若しくは関与する等これと関わりを持つ者として、警察から通報があった者若しくは警察が確認した者(以下「暴力団関係者」という。)の威力を利用するなどしていると認められるとき。
- (三) 入札に参加しようとする者又はその役員等が、暴力団、暴力団員若しくは暴力団関係者(以下「暴力団等」という。)又は暴力団等が経営若しくは運営に関与していると認められる法人等に対して、資金等を提供し、又は便宜を供与するなど積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与していると認められるとき。
- (四) 入札に参加しようとする者又はその役員等が、暴力団等と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

- (五) 入札に参加しようとする者又はその役員等が、暴力団等であることを知りながら、これと取引したり、又は不当に利用していると認められるとき。

8 入札参加資格申請場所 宮城県の物品調達等に係る競争入札参加資格のない者で入札を希望す

る者は、当県所定の物品調達等に係る競争入札参加業者登録申請書に必要事項を記入の上、宮城県出納局契約課管理班（〒九八〇―八五七〇 宮城県仙台市青葉区本町三丁目八番一号 電話〇二二―二一一―三三三五）へ平成二十八年十月五日（水）午後五時までに提出すること。

三 入札書の提出場所等

1 電子調達システムの利用

(一) 本調達案件は、電子入札（電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）の送受信により執行する競争入札又は随意契約における相手方決定の手続きの総称をいう。以下同じ。）及び紙入札（書面により執行する競争入札又は随意契約における相手方決定の手続きの総称をいう。以下同じ。）を併用して入札を行うものとする。

(二) 本調達案件に参加する者のうち、紙入札を希望する者は、入札説明書に定めるところによりあらかじめ紙入札参加承認書を提出しなければならない。

2 書面による入札書の提出場所、契約条項及び契約条件を示す場所、入札説明書の交付場所並びに問い合わせ先

〒九八〇―八五七〇宮城県仙台市青葉区本町三丁目八番一号

宮城県出納局契約課物品班（担当 佐々木 愛 電話〇二二―二一一―三三三五）

3 郵送による入札説明書の交付期限 郵送により書面での入札説明書の交付を希望する場合は、平成二十八年十月五日（水）まで2あて申し出ること。

4 一般競争入札参加資格審査

(一) システムを用いて参加資格審査を受ける場合 システムにより入札に参加しようとする者は、入札説明書に定めるところにより平成二十八年十月十四日（金）までの間に必要書類を作成の上、システムにより提出し、参加資格の審査を受けなければならない。

(二) 書面により参加資格審査を受ける場合 書面により入札に参加しようとする者は、入札説明書に定めるところにより平成二十八年十月十四日（金）までの間に必要書類を作成の上、提出し、参加資格の審査を受けなければならない。

(三) 開札日までの間において、(一)又は(二)において提出された書類に関し説明を求められた場合は、これに応じなければならない。

5 入札書の提出期限等

(一) システムを用いて入札する場合

入札期間 平成二十八年十月二十日（木）午前九時から平成二十八年十月二十八日（金）午後五時まで

後五時まで

(二) 書面により入札書を提出する場合

イ 日時 平成二十八年十月二十八日（金）午後五時

ロ 場所 2に同じ

ハ 郵送による場合は、配達証明付書留郵便によりイの日時までに到達するように提出するものと。ただし、入札書を持参する場合は、6の開札の日時まで開札場所へ提出できるものとする。

二 提出期限を過ぎて提出された入札書は、いかなる事由があつても受理しない。

6 開札の日時及び場所

平成二十八年十月三十一日（月）午前十時 宮城県行政庁舎二階第一入札室

四 入札に参加することができない者 二に定める資格を有しない者

五 その他

1 契約手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨に限る。

2 入札保証金 財務規則（昭和三十九年宮城県規則第七号）第九十七条及び第九十八条並びに入札保証金の免除の特例に関する規則（平成二十四年宮城県規則第四十六号）第二号の規定による。

3 契約保証金 財務規則第十三条及び第百十四条の規定による。

4 入札の無効 本公告に示した競争入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札及び入札に求められる義務を履行しなかった者のした入札は、無効とする。

5 入札金額の記載方法 契約金額は、入札書に記載された金額に当該金額の消費税及び地方消費税に相当する額を加算した金額（当該金額に一円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額。以下同じ。）とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額から消費税及び地方消費税に相当する金額を控除した金額を入札書に記載すること。

6 落札者の決定方法 予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

7 契約書作成の要否 要

8 申請書等の作成に要する経費 申請書等を提出する入札参加希望者の負担とする。

9 詳細は、入札説明書による。

六 概要

Summary

1 Nature and Quantity of the Items to be Procured : Simplified Model Radiation Dose Rate

Measuring System, 24 set
 2 Deadline for Delivery : March 17, 2017 (Fri.)
 3 Place of Delivery : Miyagi Prefecture Fisheries Technology Institute and 23 installation sites
 4 Deadline for Bid : October 28, 2016 (Fri), 5 : 00 p.m.
 5 Contact Person : Ai Sasaki, Procurement Section, Government Contract Division, Treasury Department, Miyagi Prefectural Government, 3-8-1 Honcho, Aoba-ku, Sendai, Miyagi 980-8570
 Japan, Tel: 022-211-3333
 6 Language and Currency Used in Contract Procedures : Japanese and Japanese yen only

選挙管理委員会

○宮選管告示第百二十一号
 政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第六条第一項の規定により、次のとおり政治団体の届出があった。
 平成二十八年九月十六日

宮城県選挙管理委員会

委員長 伊 東 則 夫

(一) その他の政治団体（政党及び政治資金団体以外の政治団体）

(イ) 国会議員関係政治団体以外の政治団体

政治団体の名称	代表者の氏名	会計責任者の氏名	主たる事務所の所在地	届出年月日
---------	--------	----------	------------	-------

いせさとし後援会	永窪 威 斎藤 正志	柴田郡大河原町字新南一六五―七	平成二十八年八月十二日
----------	------------	-----------------	-------------

小野寺俊朗後援会	小野寺俊朗	小野寺俊朗	平成二十八年七月七日
----------	-------	-------	------------

○宮選管告示第百二十二号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第七条第一項の規定により、次のとおり政治団体の届出事項を異動した旨届出があった。
 平成二十八年九月十六日

宮城県選挙管理委員会

委員長 伊 東 則 夫

(一) 政党の支部

政治団体の名称	代表者の氏名	異動事項	新	旧	異動年月日
---------	--------	------	---	---	-------

自由民主党大河原支部	丸山 勝利	主たる事務所の所在地	柴田郡大河原町 柴田郡大河原町 末広三九	平成二十八年六月十九日
------------	-------	------------	----------------------	-------------

自由民主党蔵王町支部	佐藤 長成	代表者の氏名	丸山 勝利	安藤 征夫
------------	-------	--------	-------	-------

自由民主党宮城県電気通信支部	結城 澄雄	代表者の氏名	佐藤 敏文	川村 仁
----------------	-------	--------	-------	------

民進党宮城県第3区総支部	一條 芳弘	主たる事務所の所在地	柴田郡柴田町東 船迫一―三	仙台市青葉区本 町三―六―五	平成二十八年八月十九日
--------------	-------	------------	---------------	----------------	-------------

(二) その他の政治団体（政党及び政治資金団体以外の政治団体）

政治団体の名称	代表者の氏名	異動事項	新	旧	異動年月日
---------	--------	------	---	---	-------

伊勢敏とみやぎみらい21	古寺 正道	代表者の氏名	斎藤 正志	目黒 弘	平成二十八年二月一日
--------------	-------	--------	-------	------	------------

政治結社尊皇至誠會	宮澤 政昭	主たる事務所の所在地	黒川郡富谷町成 田六―八―九	仙台市青葉区桜 七ヶ丘一―二七―七	平成二十八年二月二十四日
-----------	-------	------------	----------------	-------------------	--------------

舟山あきら後援会	大室 善仁	代表者の氏名	大室 善仁	咲間 善吉	平成二十八年七月四日
----------	-------	--------	-------	-------	------------

わたなべ拓後援会	渡邊 拓	主たる事務所の所在地	仙台市太白区西 多賀一―二三―二九	仙台市太白区西 多賀三―二二―一二	平成二十八年八月七日
----------	------	------------	-------------------	-------------------	------------

○宮選管告示第百二十三号	政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第十七条第一項の規定により、次のとおり政治団体が解散した旨届出があった。	平成二十八年九月十六日
--------------	--	-------------

宮城県選挙管理委員会	委員長 伊 東 則 夫
------------	-------------

(一) その他の政治団体（政党及び政治資金団体以外の政治団体）	政治団体の名称	代表者の氏名	解散年月日
---------------------------------	---------	--------	-------

伊勢敏とみやぎみらい21	古寺 正道	平成二十八年二月十日
--------------	-------	------------

小野寺俊朗後援会（主たる事務所の所在地 気仙沼市 東八幡前一―一―五）	小野寺俊朗	平成二十八年七月六日
-------------------------------------	-------	------------

自民党米山支部を支援する会	武田 節夫	平成二十八年七月三十一日
---------------	-------	--------------

○宮選管告示第百二十四号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第十七条第一項の規定により、政治団体から平成十年分収支報告書の提出があったので、同法第二十条第一項の規定により、その要旨を次のとおり公表する。

平成二十八年九月十六日

宮城県選挙管理委員会

委員長 伊 東 則 夫

政治団体の収支報告書の要旨（単位：円）

（その他の政治団体）

伊勢敏とみやぎみらい21

報告年月日 28. 8. 9 (18. 2. 10解散)

1 収入総額 0

2 支出総額 0

○宮選管告示第百二十五号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第十七条第一項の規定により、政治団体から平成十一年分収支報告書の提出があったので、同法第二十条第一項の規定により、その要旨を次のとおり公表する。

平成二十八年九月十六日

宮城県選挙管理委員会

委員長 伊 東 則 夫

政治団体の収支報告書の要旨（単位：円）

（その他の政治団体）

伊勢敏とみやぎみらい21

報告年月日 28. 8. 9 (18. 2. 10解散)

1 収入総額 0

2 支出総額 0

○宮選管告示第百二十六号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第十七条第一項の規定により、政治団体から平成十二年分収支報告書の提出があったので、同法第二十条第一項の規定により、その要旨を次のとおり公表する。

平成二十八年九月十六日

宮城県選挙管理委員会

委員長 伊 東 則 夫

政治団体の収支報告書の要旨（単位：円）

（その他の政治団体）

伊勢敏とみやぎみらい21

報告年月日 28. 8. 9 (18. 2. 10解散)

1 収入総額 0

2 支出総額 0

○宮選管告示第百二十七号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第十七条第一項の規定により、政治団体から平成十三年分収支報告書の提出があったので、同法第二十条第一項の規定により、その要旨を次のとおり公表する。

平成二十八年九月十六日

宮城県選挙管理委員会

委員長 伊 東 則 夫

政治団体の収支報告書の要旨（単位：円）

（その他の政治団体）

伊勢敏とみやぎみらい21

報告年月日 28. 8. 9 (18. 2. 10解散)

1 収入総額 0

2 支出総額 0

○宮選管告示第百二十八号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第十七条第一項の規定により、政治団体から平成十四年分収支報告書の提出があったので、同法第二十条第一項の規定により、その要旨を次のとおり公表する。

平成二十八年九月十六日

宮城県選挙管理委員会

委員長 伊 東 則 夫

政治団体の収支報告書の要旨（単位：円）

（その他の政治団体）

伊勢敏とみやぎみらい21

報告年月日 28. 8. 9 (18. 2. 10解散)

1 収入総額 0

2 支出総額 0

○高選管告示第百二十九号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第十七条第一項の規定により、政治団体から平成十五年分収支報告書の提出があったので、同法第二十条第一項の規定により、その要旨を次のとおり公表する。

平成二十八年九月十六日

宮城県選挙管理委員会

委員長 伊 東 則 夫

政治団体の収支報告書の要旨（単位：円）

（その他の政治団体）

伊勢敏とみやぎみらい21

報告年月日 28. 8. 9 (18. 2. 10解散)

1 収入総額 0

2 支出総額 0

○高選管告示第百三十号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第十七条第一項の規定により、政治団体から平成十六年分収支報告書の提出があったので、同法第二十条第一項の規定により、その要旨を次のとおり公表する。

平成二十八年九月十六日

宮城県選挙管理委員会

委員長 伊 東 則 夫

政治団体の収支報告書の要旨（単位：円）

（その他の政治団体）

伊勢敏とみやぎみらい21

報告年月日 28. 8. 9 (18. 2. 10解散)

1 収入総額 0

2 支出総額 0

○高選管告示第百三十一号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第十七条第一項の規定により、政治団体から平

成十七年分収支報告書の提出があったので、同法第二十条第一項の規定により、その要旨を次のとおり公表する。

平成二十八年九月十六日

宮城県選挙管理委員会

委員長 伊 東 則 夫

政治団体の収支報告書の要旨（単位：円）

（その他の政治団体）

伊勢敏とみやぎみらい21

報告年月日 28. 8. 9 (18. 2. 10解散)

1 収入総額 0

2 支出総額 0

○高選管告示第百三十二号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第十七条第一項の規定により、政治団体から平成十八年分収支報告書の提出があったので、同法第二十条第一項の規定により、その要旨を次のとおり公表する。

平成二十八年九月十六日

宮城県選挙管理委員会

委員長 伊 東 則 夫

政治団体の収支報告書の要旨（単位：円）

（その他の政治団体）

伊勢敏とみやぎみらい21

報告年月日 28. 8. 9 (18. 2. 10解散)

1 収入総額 0

2 支出総額 0

○高選管告示第百三十三号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第十七条第一項の規定により、政治団体から平成二十六年分収支報告書の提出があったので、同法第二十条第一項の規定により、その要旨を次のとおり公表する。

平成二十八年九月十六日

宮城県選挙管理委員会

委員長 伊 東 則 夫

政治団体の収支報告書の要旨 (単位：円)

(その他の政治団体)

小野寺俊朗後援会

報告年月日 28. 7. 6 (28. 7. 6解散)

1 収入総額 303,450

前年繰越額 14,350

本年収入額 289,100

2 支出総額 303,450

3 本年収入の内訳

寄附 289,100

個人分 289,100

4 支出の内訳

政治活動費 303,450

組織活動費 303,450

5 寄附の内訳

〔個人分〕

小野寺俊朗 289,100 気仙沼市

○宮城県選挙区第三十四選挙区

政治資金規正法(昭和二十三年法律第九十四号)第十七条第一項の規定により、政治団体から平成二十七年分収支報告書の提出があったので、同法第二十条第一項の規定により、その要旨を次のとおり公表する。

平成二十八年九月十六日

宮城県選挙管理委員会

委員長 伊 東 則 夫

政治団体の収支報告書の要旨 (単位：円)

(その他の政治団体)

小野寺俊朗後援会

報告年月日 28. 7. 6 (28. 7. 6解散)

1 収入総額 0

2 支出総額 0

自民党米山支部を支援する会

報告年月日 28. 2. 18 (28. 7. 31解散)

1 収入総額 330,459

前年繰越額 278,838

本年収入額 51,621

2 支出総額 77,050

3 本年収入の内訳

寄附 27,600

政治団体分 27,600

その他の収入 24,021

一件十万円未満のもの 24,021

4 支出の内訳

政治活動費 77,050

組織活動費 77,050

5 寄附の内訳

〔政治団体分〕

年間五万円以下のもの 27,600

○宮城県選挙区第三十五選挙区

政治資金規正法(昭和二十三年法律第九十四号)第十七条第一項の規定により、政治団体から平成二十八年分収支報告書の提出があったので、同法第二十条第一項の規定により、その要旨を次のとおり公表する。

平成二十八年九月十六日

宮城県選挙管理委員会

委員長 伊 東 則 夫

政治団体の収支報告書の要旨 (単位：円)

(その他の政治団体)

小野寺俊朗後援会

報告年月日 28. 7. 6 (28. 7. 6解散)

1 収入総額 0

2 支出総額 0

自民党米山支部を支援する会

報告年月日 28. 8. 1 (28. 7. 31解散)

14	(三陸縦貫自動車道) 一般国道47号	登米市東和町米谷字岩の沢57番地先まで
15	一般国道47号 (仙台北部道路)	大崎市古川字本鹿島256番1先から 大崎市鳴子温泉字西原33番4先山形県境まで 宮城県利府町加瀬字船岡地内先から 黒川郡富谷町富谷字瀬内63番8先まで
16	一般国道108号	遠田郡通谷町字下道78番1先(南向側)から 大崎市古川字上古川屋敷77番1先まで 大崎市古川地六丁目4番1先まで
17	一般国道108号	大崎市古川鶴ヶ埜字新江南20番2先から 大崎市古川地六丁目4番1先まで
18	一般国道286号	仙台市太白区根岸町9番14先から 仙台市青葉区本町三丁目9番2先まで
19	一般国道286号	仙台市太白区鹿野二丁目20番1先から 仙台市太白区山田字滑大原地内先まで
20	一般国道286号	名取市高窟熊野堂字余下方下東無番地先から 名取市高窟熊野堂字余方川端無番地先まで
21	一般国道286号	仙台市太白区茂庭字人來田東地内先から 仙台市太白区坪沼字赤台山2番40先まで
22	一般国道286号	柴田郡川崎町大字支倉字中原裏山15番1先から 柴田郡川崎町大字支倉字石橋33番1先まで
23	主要地方道井土長町線	仙台市若林区河原町二丁目5番1先から 仙台市太白区長町一丁目119番1先まで
24	主要地方道塩釜吉岡線	宮城県利府町中央三丁目13番2先から 宮城県利府町字新稲橋116番1先まで
25	主要地方道塩釜吉岡線	宮城県利府町沢乙字明沢4番5先から 黒川郡大和町落合舞野字沙戸東95番3先まで
26	主要地方道塩釜吉岡線	黒川郡大和町落合舞野字石田西20番先から 黒川郡大和町落合舞野字石田西8番2先まで
27	主要地方道塩釜吉岡線	黒川郡大和町落合舞野字石田西8番2先から 黒川郡大和町吉岡字志田町30番3先まで
28	主要地方道大和松島線	黒川郡大和町鶴巣北目大崎字吉原河瀬66番2先から 宮城県松島町初原字原1番10先まで
29	主要地方道仙台松島線	宮城県利府町神谷沢字館ノ内2番2先から 宮城県松島町根越字桐田15番1先まで
30	主要地方道仙台松島線	仙台市宮城野区岩切一丁目294番3先から 仙台市宮城野区岩切字羽黒前2番20先まで
31	主要地方道塩釜巨理線	多賀城市町前三丁目5番1先から 多賀城市町前三丁目186番地先まで
32	主要地方道塩釜巨理線	仙台市宮城野区中野四丁目6番先から 仙台市宮城野区中野四丁目3番1先まで
33	主要地方道塩釜巨理線	仙台市宮城野区中野字沼頭4番2先から

34	線 主要地方道塩釜巨理線	仙台市若林区藤塚字中道下地内先まで 名取市関上一丁目無番地先から 岩沼市下野郷字新田1番2先まで
35	線 主要地方道塩釜巨理線	巨理郡巨理町荒浜字篠子橋6番1先から 巨理郡巨理町字旧館61番21先まで
36	主要地方道塩釜港線	塩竈市港町一丁目75番地先から 塩竈市港町二丁目127番地先まで
37	線 主要地方道仙台空港線	名取市下増田字小沼55番1先から 名取市植松字新橋105番1先まで
38	線 主要地方道仙台塩釜線	仙台市若林区六丁目の目西町23番1先から 仙台市宮城野区高砂一丁目31番7先まで
39	線 主要地方道仙台塩釜線	多賀城市町前一丁目125番7先から 塩竈市港町一丁目75番地先まで
40	線 主要地方道塩釜七ヶ浜多賀城線	塩竈市芦畔町115番2先から 宮城県七ヶ浜町遠山四丁目12番195先まで
41	線 主要地方道塩釜七ヶ浜多賀城線	多賀城市八幡四丁目117番1先から 多賀城市栄四丁目13番3先まで
42	線 主要地方道大衡落合線	黒川郡大衡村大字平林86番1先から 黒川郡大和町落合松坂字籠ノ沢41番1先まで
43	線 主要地方道仙台北木線	黒川郡大和町落合松坂字籠ノ沢41番1先から 黒川郡大和町落合舞野字庚申28番1先まで
44	線 主要地方道巨理大河原川崎線	柴田郡村田町大字村田字反町6番4先から 柴田郡村田町大字村田字北塩内89番1先まで
45	線 主要地方道岩沼蔵王線	柴田郡村田町大字小泉字北越々橋3番1先から 柴田郡村田町大字村田字広畑52番1先まで
46	線 一般県道大和嶮谷線	黒川郡大郷町中村字柳沢畑15番2先から 黒川郡大郷町山崎字深町39番1先まで
47	線 一般県道荒浜原町線	仙台市若林区大和町五丁目712番1先から 仙台市若林区本ノ下二丁目27番8先まで
48	線 一般県道巨理イノター線	巨理郡巨理町逢隈中泉字大原236番地先から 巨理郡巨理町逢隈牛袋字北新丁20番2先まで
49	線 一般県道岩沼海浜線	岩沼市押分字須加原129番1先から 岩沼市未広二丁目340番4先まで
50	線 一般県道関上港線	名取市小塚原字西中塚41番1先から 名取市増田三丁目5881番地先まで
51	線 一般県道仙台北名取線	名取市植松字入生341番1先から 仙台市太白区根岸町9番14先まで
52	線 一般県道利府岩切停車場線	宮城県利府町菅谷台四丁目41番6先から 宮城県利府町神谷沢字化難坂66番1先まで
53	線 一般県道石巻港イノ	石巻市門脇字元明神1番1先から

54	ター線 一般県道石巻工業港 矢本線	石巻市重吉町7番1先から 石巻市門脇字元明神1番1先まで
55	市道土樋藤塚線 (その1)	仙台市若林区土樋104番6先から 仙台市若林区河原町二丁目5番1先まで
56	市道原町広岡線 (その2)	仙台市太白区長町一丁目121番1先から 仙台市太白区長町三丁目2番2先まで
57	市道長町2号線	仙台市太白区鹿野二丁目20番1先から 仙台市太白区長町七丁目201番23先まで
58	市道長町3号線	仙台市太白区長町八丁目214番1先から 仙台市太白区長町三丁目2番2先まで
59	市道八軒小路原町坂 下線	仙台市宮城野区宮城野二丁目373番6先から 仙台市宮城野区宮城野二丁目422番2先まで
60	市道元寺小路福室線 (その2)	仙台市宮城野区苦竹四丁目270番3先から 仙台市宮城野区日の出町三丁目8番11先まで
61	市道元寺小路福室線 (その4)	仙台市宮城野区扇町三丁目5番1先から 仙台市宮城野区鶴巻一丁目1022番12先まで
62	市道鶴ヶ谷仙台港線 (その3)	仙台市宮城野区福室字泉道前113番先から 仙台市宮城野区中野字石橋116番1先まで
63	市道中野栄駅前通線	仙台市宮城野区出花二丁目67番6先から 仙台市宮城野区出花二丁目12番5先まで
64	市道六丁目鶴ヶ谷線 (その2)	仙台市宮城野区苦竹四丁目1番2先から 仙台市宮城野区苦竹三丁目5番4先まで
65	市道日ノ出町7号線	仙台市宮城野区日の出町二丁目2番22先から 仙台市宮城野区日の出町三丁目3番8先まで
66	市道西原中央線	仙台市宮城野区蒲生二丁目31番1(北西角)先から 仙台市宮城野区蒲生二丁目31番1(南西角)先まで
67	市道元寺小路郡山線	仙台市太白区長町一丁目119番5先から 仙台市太白区郡山四丁目156番1先まで
68	市道元寺小路郡山線	仙台市太白区東郡山二丁目522番1先から 仙台市太白区郡山字蒲生東19番3先まで
69	市道原町東部第三幹 線3号線	仙台市若林区六丁の目東町7番15号先から 仙台市若林区六丁の目東町5番先(南東角)まで
70	市道相野釜藤曾根線	岩沼市下野郷字西原1番先から 岩沼市下野郷字藤曾根71番1先まで
71	市道西大町線	岩沼市館下二丁目25番15先から 岩沼市吹上二丁目15番1先まで
72	市道二野倉工業団地 1号線	岩沼市押分字須加原129番1先から 岩沼市押分字須加原129番1先まで
73	市道二野倉工業団地	岩沼市押分字須加原129番1先から

74	2号線 市道藤曾根二野倉線	岩沼市押分字新大回159番1先から 岩沼市押分字新大回422番1先まで
75	市道藤曾根線	岩沼市下野郷字藤曾根71番1先から 岩沼市下野郷字藤曾根69番1先まで
76	市道桜木栄線	多賀城市桜木三丁目226番2先から 多賀城市桜木二丁目226番2先まで
77	町道針生広畑線	柴田郡村田町大字村田字松崎50番地先から 柴田郡村田町大字村田字広畑70番1先まで
78	町道菅生姥ヶ懐線	柴田郡村田町大字小泉字北姥ヶ懐1番2地先から 柴田郡村田町大字菅生字下菅26番地先まで
79	町道味明雉子喰線	黒川郡大郷町羽生字高屋敷1番1先から 黒川郡大郷町羽生字中の町19番1先まで
80	臨港道路中野幹線	仙台市宮城野区蒲生字竹ノ内128番地先から 仙台市宮城野区港三丁目2番先(南西角)まで
81	臨港道路中央ふ頭線	仙台市宮城野区港三丁目2番先(南西角)から 仙台市宮城野区港三丁目4番1号先まで
82	臨港道路ふ頭4号線	仙台市宮城野区港三丁目3番5号先から 仙台市宮城野区港三丁目1番先(南東角)まで
83	臨港道路ふ頭5号線	仙台市宮城野区港三丁目1番先(南西角)から 仙台市宮城野区港三丁目4番先(南東角)まで
84	臨港道路西幹線	仙台市宮城野区中野字新沼地内先から 仙台市宮城野区中野字新沼12番地の2先まで
85	臨港道路蒲生幹線	仙台市宮城野区港二丁目29先から 仙台市宮城野区港二丁目34先まで
86	港湾道路釜北線	石巻市三河町8番8先から 石巻市三河町8番3先まで
87	港湾道路東一号线	石巻市三河町8番3先から 石巻市塩見町4番4先まで

第2条 宮城県道路交通規則の一部を次のように改正する。

別表第2の15の項中「黒川郡富谷町富谷字源内」を「富谷市富谷源内」に改める。

附 則

この規則中第1条の規定は公布の日から、第2条の規定は平成28年10月10日から施行する。

○宮城県公安委員会規則第12号

宮城県公安委員会関係自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律施行規則の一部を改正する規則を次のように定める。
平成28年9月16日

宮城県公安委員会委員長 相澤 博彦
宮城県公安委員会関係自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律施行規則の一部を改正する規則

宮城県公安委員会関係自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律施行規則（平成14年宮城県公安委員会規則第7号）の一部を次のように改正する。
第8条の見出し中「認定の取消し」を「行政処分」に改める。
様式第8号を次のように改める。

様式第8号（第2条関係）

交付年月日	年 月 日
交付番号	

車両の使用制限書

殿

宮城県公安委員会 印

命令の年月日	年 月 日
使用者の氏名及び住所	
自動車の使用の本拠の名称及び位置	
自動車の登録（車両）番号	
運転禁止の期間	年 月 日から 年 月 日まで（ 日間）
運転禁止の理由	

様式第9号を次のように改める。

- 1 この処分不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、宮城県公安委員会に対して審査請求をすることができます（なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、この処分の日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。
- 2 この処分については、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、宮城県を被告として（訴訟において宮城県を代表する者は、宮城県公安委員会となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、この処分の日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、上記1の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁判があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、この場合においても、当該審査請求に対する裁判の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。

様式第9号 (第3条関係)

第 号

認定に関する通知書

住 所

氏名又は名称

殿

年 月 日付で申請のあった自動車運転代行業の認定については、自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律第3条の規定により認定しないこととしますので通知します。

理由

年 月 日

宮城県公安委員会 印

1 この処分不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、宮城県公安委員会に対して審査請求をすることができます(なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。)

2 この処分については、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、宮城県を被告として(訴訟において宮城県を代表する者(は、宮城県公安委員会となります。))、処分の取消しの訴えを提起することができます(なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。)。ただし、上記1の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます(なお、この場合においても、当該審査請求に対する裁決の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。)

様式第10号を次のように改める。

様式第10号 (第 4 条関係)

第 号

認定取消処分通知書

認定年月日

認定証番号

住所

氏名又は名称

股

自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律第 7 条第 1 項の規定により、自動車運転代行業の認定を取り消したので通知します。

理由

年 月 日

宮城県公安委員会 印

様式第12号を次のように改める。

- 1 この処分不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、宮城県公安委員会に対して審査請求をすることができます（なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。
- 2 この処分については、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、宮城県を被告として（訴訟において宮城県を代表する者は、宮城県公安委員会となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、上記1の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁判があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、この場合においても、当該審査請求に対する裁判の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。

様式第12号 (第6条関係)

第 号
営業停止命令書

住所

氏名又は名称 殿

自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律第23条第1項第2号の規定により、以下のとおり自動車運転代行業の停止を命じます。

1 営業停止の範囲

2 営業停止の期間

年 月 日から
年 月 日まで
日間

3 理由

年 月 日

宮城県公安委員会 印

1 この処分不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、宮城県公安委員会に対して審査請求をすることができます(なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。)

2 この処分については、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、宮城県を被告として(訴訟において宮城県を代表する者は、宮城県公安委員会となります。)、処分の取消しの訴えを提起することができます(なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。)。ただし、上記1の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます(なお、この場合においても、当該審査請求に対する裁決の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。)

様式第13号を次のように改める。

様式第13号 (第7条関係)

第 号

営業廃止命令書

住 所

氏名又は名称

股

自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律第24条第1項第3号の規定により、下記の理由により自動車運転代行業の廃止を命じます。

理由

年 月 日

宮城県公安委員会 印

- 1 この処分不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、宮城県公安委員会に対して審査請求をすることができます（なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、この処分の日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。
- 2 この処分については、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、宮城県を被告として（訴訟において宮城県を代表する者は、宮城県公安委員会となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、この処分の日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、上記1の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁判があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、この場合においても、当該審査請求に対する裁判の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。

附 則
この規則は、公布の日から施行する。